

前橋都市計画地区計画の変更（前橋市決定）
 都市計画北代田町東地区地区計画を次のように決定する。

名 称		北代田町東地区地区計画	
位 置		前橋市北代田町及び下細井町の各一部	
面 積		約 3. 3 h a	
区域の整備・ 開発及び保 全の方針		地区計画の 目標	前橋市における廃棄物の適正な処理及びリサイクルのための機能を確保するとともに、合理的かつ適正な土地利用を推進し、良好な環境を形成・維持することを目標とする。
		土地利用の 方針	資源リサイクル施設としての操業環境及び周囲における居住環境の維持、保全を図るため、適正な土地利用を推進する。
		建築物等の 整備方針	地区内の健全な環境整備を促進するため、建築物等の用途の制限を行う。
地 区 整 備 計 画	建 築 物 等 に 関 す る 事 項	建築物等の 用途の制限	用途地域の制限に加え、次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 2 2 号）第 2 条第 1 項、第 6 項から第 1 1 項まで及び第 1 3 項のいずれかに該当する営業の用に供するもの

「区域は計画図表示のとおり」

理 由 書

都市計画法第21条の2に規定する都市計画の決定等の提案に基づき、地区の一部において用途地域を第一種住居地域から準工業地域へと変更することに併せて、これまで形成されてきた周辺環境の維持、保全を図るため地区計画を決定するもの。